

敦賀市社会福祉協議会指定介護予防支援事業所「あいあい」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が開設する指定介護予防支援事業所「あいあい」（以下「事業所」という。）は、要支援者（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、また、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 前条の目的を達成するため、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に事業を実施するとともに、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」
- (2) 所在地 敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 介護支援専門員 1人以上

2 管理者は、主任介護支援専門員とし、事業所の従事者の管理及び指定介護予防支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。また、他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導、その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供を行うものとする。

3 介護支援専門員は、指定介護予防支援の提供を行うものとする。

4 介護支援専門員の員数は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）第2条第2項に規定する員数を下回らないものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、第1土曜日及び第3土曜日並びに12月29日から翌年1月3日までの年末年始は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 相談を受ける場所 事業所又は利用者宅等
- (2) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅等
- (3) 利用者との面接 少なくともサービスの提供開始月、サービスの評価期間終了月及び提供開始月の翌月から換算して3ヵ月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があった場合は利用者宅を訪問し面接するものとする。

2 指定介護予防支援の内容は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）第30条の規定により行うものとする。

(利用料)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、敦賀市の区域とする。

(利用者等への事前の説明等)

第9条 事業所は、指定介護予防支援の提供に際してサービス内容等の当該指定介護予防支援の利用に関する事項を契約書及び重要事項説明書等に明記し、利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、虐待の発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 事業所は、感染症や災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従事者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症予防及びまん延防止のための措置)

- 第12条 事業所は、事業所における感染症の予防及びまん延防止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従事者の研修)

- 第13条 事業所は、事業所の従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(秘密の保持)

- 第14条 事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(その他運営についての重要事項)

- 第15条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は市社協会長が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和8年7月1日から施行する。